

議案第48号

債権の放棄について（建設局関係）

次のとおり債権を放棄する。

- 1 債 務 者 大阪市東淀川区大桐2丁目1番2号 シャンボール淀川3-402号
川根 善雄
- 2 債 権 の 内 容 下水道の敷地の占用の許可に係る占用料に係る債権
- 3 放棄する債権の額 金910,835円及びこのうち金218,432円に対する遅延損害金
- 4 放 棄 の 理 由 債務者が破産しており、当該債権の弁済を受けることができない見込みがないため

令和2年2月7日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

債務者に対する下水道の敷地の占用の許可に係る占用料に係る債権を放棄するため、この案を提出する次第である。